

## 契約監視委員会（第 24 回）議事概要

開催日時	平成 30 年 1 月 12 日（金）午前 9 時 56 分～午前 11 時 36 分	
場 所	衆議院第二別館 5 階 会計課入札室	
委 員	委員長 古島 守（弁護士・公認会計士） 委 員 荒川 穂（一般財団法人公共用地補償機構非常勤監事） 委 員 加藤 聡（公認会計士・税理士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	2 件	契約件名 衆議院清掃業務 契約相手方 株式会社クリーン工房 契約金額 47,066,400 円 契約締結日 平成 29 年 4 月 1 日
		契約件名 副議長公邸外構改修工事 契約相手方 鹿島建設株式会社 契約金額 90,720,000 円 契約締結日 平成 29 年 7 月 19 日
随意契約	1 件	契約件名 平成 29 年度衆議院立法情報ネットワークシステム等に に係る保守業務及び運用管理業務 契約相手方 アクセンチュア株式会社 契約金額 59,810,400 円 契約締結日 平成 29 年 4 月 1 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問合せ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>[案件 1]</p> <p>契約件名 衆議院清掃業務 契約相手方 株式会社クリーン工房 契約金額 47,066,400 円 契約締結日 平成 29 年 4 月 1 日</p> <p>・低入札価格調査の調査内容を伺いたい。</p> <p>・全体的に入札金額はどうであったか。</p> <p>・落札者だけでなく、他の業者も低入札となっているのは、実際の労務単価が安いということか。</p> <p>・国交省の労務単価に基づいて積算したが、実際の入札価格が 6 割に満たない 4,700 万円であり、調査をした結果 4,700 万円でも履行可能という判断をしたということか。</p> <p>・国交省の労務単価とは、工事関係とは別のものか。</p>	<p>・低入札価格調査の目的は、業者が入札してきた低い金額で業務を適切に履行できるかを調査するもので、入札金額の内訳、同時期に請け負っている業務の状況、過去の業務実績の確認、さらに過去 3 年の決算関係書類から財務状況等の確認を行っている。</p> <p>また、配置する清掃員の賃金水準が最低賃金を下回っていないか、最低水準を確保した上で人数を確保できる計画となっているかについて調査している。</p> <p>・ 4 者による応札があった。</p> <p>第 2 位は落札者とかなり近い金額、第 3 位及び第 4 位は 6 千万円台であり、3 者が下回った。</p> <p>・おそらく労務単価が安いことのほか、人数を絞っているのではないかと思う。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>労務単価のほか、一般管理費などの管理費率を下げるなどして、入札金額を低く抑えているようである。</p> <p>・工事とは別のもので、建物保全関係の積算要領にそった業務の労務単価であり、清掃業務に関する労務単価も定められている。</p> <p>国交省では、毎年保全業務労務単価の実態調査を行っており、これに基づいて決定されたものである。</p>

意見・質問	回 答
<p>・市場価格が掲載されている積算資料といった刊行物と比較することも必要なのではないか。</p> <p>・昨年度の 40%台の落札率となった業者の仕事ぶりとして、現場で問題を起こしたことはなかったか。</p> <p>(意見)</p> <p>・予定価格の積算に関しては、国交省の積算基準に則り適切に行われているとのことであるが、複数の業者が低価格入札となっている現状にかんがみて、市場価格を調査し、相場観を反映した予定価格への見直しを検討していただきたい。</p> <p>同時に、業務のクオリティを維持しつつ、予定価格を下げるのが可能かどうかの検討もしていただきたい。</p>	<p>・比較することを検討する。</p> <p>その際、建築保全業務積算要領における歩掛りを使う場合は、乗じる労務単価は国交省の労務単価を使うことが前提となっているため、その点の整合性も見る必要がある。</p> <p>・掃除の出来の問題などのクレームは上がってきたこともある。</p> <p>かなりギリギリの価格で請け負っており、人数を絞ってきていることが原因と考えられる。</p> <p>最小作業員数を条件に付するなど、清掃の質を確保するよう改善策を考えている。</p>
<p>[案件 2]</p> <p>契約件名 副議長公邸外構改修工事</p> <p>契約相手方 鹿島建設株式会社</p> <p>契約金額 90,720,000 円</p> <p>契約締結日 平成 29 年 7 月 19 日</p> <p>・今回の契約相手方でないと請負えないという工事内容とは思えないが、それでも 1 者しか応札がなかったのか。</p>	<p>・建築一式工事であると、現在なかなか手が上がらない傾向にある。</p> <p>衆議院の場合、1 者も手が上がらず再度公告ということも非常に多く、参加者が多数いるという状況は非常に少ない。</p> <p>業界全体に技術者がかなり不足していることと、金額の規模も小さいため応札者が少ないと思われる。</p>

意見・質問	回 答
<p>・総合評価を適用する基準は、金額で定められているのか。</p> <p>・応札者が少ない点について、総合評価が原因となっているとは考えられないか。</p> <p>・総合評価において、標準点及び加算点とあり、評価値を算出しているのであろうが、それぞれ何点としているか。</p> <p>・改修において、例えば、囲障と舗装を分ける、あるいは舗装を 2 つに分けるなどして、分割して発注することは考えなかったか。</p> <p>(意見)</p> <p>・1者応札であった点を審査したところであるが、事前に競争参加資格の幅も広げてあり、また、公告の周知方法に対しても適切に対応していると見受けられ、問題はなかった。</p> <p>しかし、本件のような工事に関しては、応札してくれる業者が限られているとのことだが、引き続き、事務局内で応札者を増やす有効手段がないか、知恵を出し合っていたきたい。</p>	<p>・衆議院の場合、予定価格が 2,000 万円以上であれば原則総合評価としている。</p> <p>・技術提案を求めるものでもなく、公共建築工事標準仕様書等の内容を理解できていれば記述のできる施工計画としており、ハードルとしては低いと思っている。</p> <p>本件は衆議院では競争参加資格 A 等級に該当するところ、最初から B 等級まで広げるなど努力をしているが、参加者がなかった。</p> <p>・本件は、標準点が 100 点で、加算点は 20 点中 9 点である。</p> <p>・金額が割高になる可能性に加え、塀の部分と舗装部分が重なっている場所もあり、敷地一帯を使つての工事を何日も行うことになる。</p> <p>通行規制など様々な制約があることを考慮すると、別のタイミングで行うことは難しいと考える。</p>
<p>[案件 3]</p> <p>契約件名 平成 29 年度衆議院立法情報ネットワークシステム等に係る保守業務及び運用管理業務</p> <p>契約相手方 アクセンチュア株式会社</p> <p>契約金額 59,810,400 円</p> <p>契約締結日 平成 29 年 4 月 1 日</p>	

意見・質問	回 答
<p>・予定価格と契約金額が同じだが、契約相手方に予定価格作成のための参考見積を依頼したということか。</p> <p>・CIO 補佐官は、本件契約相手方との関係はないか。</p> <p>・著作権の問題があるから、契約相手方と続いているということか。</p> <p>・一般的にシステム開発などの場合には、契約書において、開発途中に発生した著作権は甲に帰属するといった条文があるかと思うが、本件システムではどうか。</p> <p>・本システムを利用するに限り、業務委託先に変更はないということか。</p>	<p>・そのとおりである。 衆議院では、CIO 補佐官という制度がある。 CIO 補佐官は、発注の際に、仕様書や参考見積について、余剰なものがないかなど確認している。 本件においては、CIO 補佐官からの参考見積に対する指摘をふまえ、予定価格を算出した。</p> <p>・そのとおりである。 CIO 補佐官の契約条件として、衆議院のシステム関係の業務を受注できないこととなっている。また、職務経歴を確認するに限りでは、本件契約相手方との関係は確認されていない。</p> <p>・他者との契約が絶対不可能ということではないと思うが、例えば、プログラム改修が生じた際、第三者への引き渡しに制約が発生するのではないかと、あるいは、別の業者が改修した部分の著作権の取り扱いはどうなるかといった、複雑な問題が発生することが予想され、現状では第三者の関与が難しいと判断している。</p> <p>・現在は、情報システム案件については契約書において、著作権は甲に帰属するものとするとして、甲に対し、著作者人格権は行使しないということを条文に入れているが、平成8年から平成15年頃のシステム開発当時には、そういった条文を入れていなかったようである。 その後、何度か契約相手方と交渉を行ったが、著作権の帰属は先方にあると理解している。</p> <p>・システムの根幹部分についてはそのとおりであるが、一部、汎用品のライセンス更新など、他の業者でも出来るようなものについては、切り離して一般競争入札を行っている。 元々は一括で契約していたが、分離可能な部分は切り離している状況である。</p>

意見・質問	回 答
<p>・業務内容や作業時間が確認できる日報などの提出は受けているか。</p> <p>・このような日報を精査し、予定価格作成時の参考見積の妥当性など、確認または検証を行っているか。</p> <p>(意見)</p> <p>・随意契約とする理由に対し、著作権の帰属の問題があり、致し方ないと判断するが、見積金額の適切性については、透明性を高めるという観点から、CIO 補佐官による評価に加え、予定価格作成の際には、他業者から参考見積を取るなどを検討してほしい。</p>	<p>・毎月、報告書の提出を受け確認している。</p> <p>・前年度以前の報告書などから業務量を算出したうえで作成し、予定価格作成や CIO 補佐官の判断材料としている。</p>